

ご注意ください!! 住宅改修のトラブルが 急増しています

介護保険を利用して行う住宅改修。
「できない」ことを「できる」に変える大切なキーワードです。

「役所、ケアマネの紹介で・・・」という虚偽の営業
突然訪問し強引な勧誘、長時間居すわり契約を迫る
「モト価格で」など根拠のない値引きで契約を押し、実は不当に高い工事費、
執拗に追加工事を要求、
要望を聞かず一方的に話を進めてしまふ
.....

悪質業者には十分注意しましょう。

住宅改修をするときには、必ず事前に

- ケアマネジャー等に相談し見積りを受ける
- 複数の業者から見積りをとる

工事が始まってから後悔する事になりかねません。

訪問販売による自宅での契約は、契約が成立した時点で契約を解除(クーリング・オフ)できます。
クーリング・オフ期間中は工事に着手しないようご注意ください。

〇〇市介護保険課

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅改修には高度な知識が必要です。事前に住宅改修の専門家に相談しましょう。

住宅改修は専門知識と技術を必要とし、他の介護サービスと相互に関連します。独断で工事をしてしまうのは禁物です。

介護保険を使うには、ルールがあります。

「介護保険を使えばタダで工事ができますよ・・・」。こんな勧誘には要注意。通常、工事費の1割が自己負担、保険の支給は18万円が限度です。また、保険支給の対象工事種別が定められており、〇〇市介護保険課に事前に相談することをお勧めします。

御用心!!

悪徳業者が、介護保険を口実に高齢者を狙っています。

*(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター等に寄せられた相談事例をもとに作成しています。

●悪質な訪問販売業者は×

「役所の紹介で」などとウソをついたり、「モニター価格だから」などと、根拠のない値引きを口実に、実は市場価格よりも高い工事費でその場で契約を迫ります。遠慮せずにはっきりと断ることが大切。決して話し相手になってはいけません。

また、1社の見積りだけで契約してしまうのは×。業者を客観的に比較することが大事です。必ず複数の業者から見積りをとりましょう。

消費者は、法律で保護されています。 強引な契約は、解除できます。

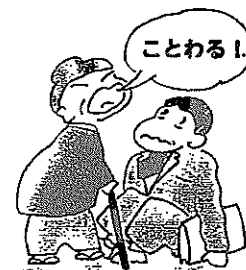
●訪問販売による契約はクーリング・オフできます

訪問販売による自宅での契約は、契約から8日間以内なら、契約を解除(クーリング・オフ)できることが法律で定められています(特定商取引法)。

●消費者契約法が味方になります

長時間におよぶ居座り等強引な勧誘などの場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です。

- * 工事に着手してしまうと手続が煩雑になります。クーリング・オフ期間中は工事に着手させないようにしましょう。
- * 詳しくは、下記の相談窓口へ。



◆お近くの相談窓口はこちらです。何でもご相談下さい

〇〇市介護保険課	TEL ***-****	制度全般の相談、 リフォームヘルパーの派遣など。(例)
在宅介護支援センター	TEL ***-****	介護についての全般的な相談はこちらへ。 住宅改修の専門家も相談にあたります。(例)
〇〇市消費生活センター	TEL ***-****	悪徳業者についての苦情。対応相談など。(例)

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

03-3556-5147(相談専用)

- 住まいに関するあらゆる電話相談に無料で応じています。
- 国土交通省の住宅リフォーム市場適正化施策の一環としてリフォーム支援ネット(リフォネット)を同財団で運営しています。
リフォネットには住宅リフォーム推進協議会が定めた「住宅事業者倫理憲章」を遵守する事業者が事業内容を情報公開しており、いつでも検索や照会をすることができます。

<http://www.refonet.jp>